

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第92号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、松浦海区内における釣及び延縄による水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

令和5年8月31日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川 寄 和 正

1 松浦海区において釣及び延縄の餌料として、油づけえさ（油いか等の油性餌料の一切をいう。）の使用を禁止する。

2 指示の期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで。